

質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>○指名停止の状況について</p> <p>Q 1 指名停止を受けた業者の指名停止期間が、指名停止措置要領の別表に定める最高月数である理由は何か。</p> <p>1 西讃地区広域監視システム設置工事</p> <p>Q 1 参考見積を徴収して予定価格を設定したとのことだが、応札者4者のうち3者が低入札調査基準価格を下回っている。見積徴収した業者はどこか。</p> <p>Q 2 2年前に東讃地区広域監視システム設置工事を発注しており、その際も低入札が発生した。前回の見積と落札額の差を考慮して予定価格の設定をすべきでなかったのか。</p> <p>Q 3 落札業者は、自社で機器を製作することが可能であり、機器費を安価にすることができたということだが、機器を他から購入することを前提とした予定価格の設定は合っているのか。</p> <p>2 高松市塩江町送配水管更新工事</p> <p>Q 1 応札者が多く、各業者の入札価格が僅差であるが、工事内容に金額の差が出るものではなかったということか。</p> <p>Q 2 応札業者のうち1者が、低入札の評価になっているのはなぜか。</p> <p>3 入野山浄水場急速ろ過ろ材外更新工事</p> <p>質問・意見なし</p> <p>4 (ゼロ債) 綾川・東部浄水場機械設備維持修繕工事</p> <p>質問・意見なし</p>	<p>A 1 贈賄側、収賄側双方の贈収賄を行った者の役職等により、運用基準に基づいて決定している。</p> <p>A 1 (一財) 経済調査会に依頼して行った特別調査でも「調査不可」となった機器や材料等を含む、積算が困難な案件であったため、見積徴収型による入札を実施した。見積徴収業者は、事前に入札参加を募り希望のあった者で、かつ実際の応札者の4者である。</p> <p>A 2 見積の対象は、西讃地区固有の機器の機能増設であること、また東讃地区と今回では施設数が違うことなどから、過去の見積は使用できないと判断した。</p> <p>A 3 応札者4者のうち、3者が機器を自社製作できる者であり、1者が機器の購入を必要とする者であった。企業団では、参考見積は実勢価格での見積を依頼しており、項目ごとの最安値の積みあげを予定価格として設定しているが、その設定についてはなお検討していきたい。</p> <p>A 1 本案件は施工性が良いこと等の理由により、業者の応札意欲が高く競争性が働いたこと、低入札調査基準価格も計算できることから、応札者の入札価格が基準価格の近辺で僅差になったと考えられる。</p> <p>A 2 本案件以前の案件において、低入札価格調査基準価格を下回る入札があったため、その低入札の評価を引き継いだものである。</p>

**5 観音寺市市道下中赤岡線配水管更新工事
(第2工区)**

質問・意見なし

○ 全体として

Q1 予定価格の妥当性について、今後どのように確認していくのか。

Q2 昨今の物価高騰などにより市場価格を掴むのは難しく、予定価格の設定も難しいと思われる。また、業者にとっても低入札のペナルティのリスクを抱えながらの応札価格の決定は厳しいことから、低入札の取り扱いをもう少し柔軟なものにしてはどうか。

A1 予定価格の設定に当たっては、積算基準や材料単価設定のルールに基づいて定めている。今後も基準に則り適正に設定していく。

A2 国や県の状況も参考に、今後とも適正な運用に努めてまいりたい。